

**沖縄県選挙管理委員会告示第 号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄付を受け、又は支出することができない団体となったのは次のとおりである。

平成25年4月2日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石田辰夫後援会	石田辰夫	田盛久美子	西原町翁長240-4-202
大城アキヒロ後援会	大城竹信	大城宏幸	糸満市字座波54番地
カメシマ賢二郎後援会	瀬名波茂貞	伊佐裕次郎	那覇市泊3-17-4ライトマンション502
宮城馨後援会	新垣永哲	金城利光	国頭村字辺土名43-4番地
新垣コーエ後援会	新垣徳行	新垣光春	中城村字和宇慶781-13
ゴヤ悟後援会	呉屋悟	呉屋節子	西原町字小波津147-1
日本民族思想普及会	宮平安人	安光	宜野湾市大山3-22-7
嘉数知賢後援会	當銘由親	嘉数森勇	名護市東江五丁目9番11号